

王卿裝束如常略○中造酒ヨシ横甕入酒負馬、大炊入餉櫃負馬、

〔延喜式二十六六〕凡出雲國四王寺春秋修法、每季七箇日供養并燈分料、四王四前一前一日供飯料稻四把、中略煎餉料油

八合

〔延喜式三十五大炊〕諸司共收糯十斛 右每年干收諸司檢納

〔大草殿より相傳之聞書〕一ほしい、集養之事、水をうけ、ほしい、をたべて鹽をはしにてくい、水にてはしをす、ぎいく度もそのぶんにくふべし、くいはてにしやくしを左の手にて集養あり、しやくしのなき時は、梅ぼしくしのかきたるべく候、

〔當流獻方口傳七冊之書〕一糯を出す時も、式者土器也、間の土器に中を高く盛也、水は跡より出ル、向菜は鹽香物也、糯の跡に別に看出さぬ時は、向の右の手先に鮎の白乾、又者からすみなど組付出す事も有、此時者糯の時、白干喰べからず、此菜も大重也、輪に据ル也略○中

一糯は五月の中より七月の中まで座敷へも出す事法也、根本河内國道明寺より初る也、是によりて俗に糯を呼て道明寺といふ也、

〔出雲風土記楯縫郡〕沼田郷、郡家正西八里六十步、宇乃治比古命、以爾多水而御乾飯、爾多爾食坐詔而、爾多負給之、然則可謂爾多鄉與、今人猶云努多耳神龜三年、改字沼田、

〔古事記中景行〕倭建命略○中 平和山河荒神等、而還上幸時、到足柄之坂本、於食御イカレヒ糧處略○下

〔日本書紀九十三三〕七年十二月壬戌朔、勅一舍人中臣鳥賊津使主曰、皇后所進之娘子弟姫衣通、喚而不來、汝自往之、召將弟姫以來、必敦賞矣、爰鳥賊津使主承命退之、糯裏裯中、到坂田、伏于弟姫庭中、言

天皇命、以召之、弟姫對曰、豈非懼天皇之命、唯不欲傷皇后之志耳、妾雖身亡、不參赴、時鳥賊津使主對

言、臣既被天皇命、必召率來矣、若不將來、必罪之、故返被極刑、寧伏庭而死耳、仍經七日、伏於庭中、與飯食而不食、密食懷中之糯、於是弟姫以爲、妾因皇后之嫉、既拒天皇命、且亡君之忠臣、是亦妾罪、則從鳥